

入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
令和8年5月25日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 製造請負名
交通信号灯器 製造請負単価契約
- (2) 製造物品及び予定数量

製造物品	予定数量	備考
車両用交通信号灯器 (3色灯器・1H253L)	67 灯	
車両用交通信号灯器 (矢印灯器・A125L)	11 灯	
歩行者用交通信号灯器 (吊下式・PVT25L)	81 灯	

- (3) 納入場所
沖縄本島内の指定する場所
- (4) 履行期間
契約日の翌日から令和9年3月31日まで
ただし、発注日から70日以内に納入すること。
- (5) 入札方法
総価入札、即時開札

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者
- (2) 令和8年度の国又は地方公共団体の物品の製造「電気通信用機器類」、物品の販売「電気通信用機器類」の入札参加資格を有する者
- (3) 当該機器のいずれかについて、国又は地方公共団体への直接納入実績若しくは間接納入実績(工事請負業者経由)を有する者
- (4) 入札参加資格確認申請期限日から本製造請負の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部警務部会計課財産管理係 電話098-862-0110
- (2) 入札参加受付期限及び場所
 - ア 受付期限
令和8年6月5日(金)
 - イ 受付場所
沖縄県警察本部交通部交通規制課管制施設係
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付の日時場所
 - ア 日時
令和8年5月25日 から 令和8年6月5日 8時30分から16時
 - イ 場所
沖縄県警察本部交通部交通規制課管制施設係

4 入札書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 提出方法
直接又は郵便(簡易書留郵便又はこれに準ずるものに限る)により下記(2)の提出場所に、下記(3)の期限までに提出すること。
※詳細については入札説明書による。
- (2) 提出場所
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部警務部会計課財産管理係
- (3) 提出期限
令和8年6月11日(木) 16時

5 開札の日時及び場所

- (1) 日時(開札開始時間)
令和8年6月12日(金) 10時00分
- (2) 場所
沖縄県警察本部警察資料室(1階)

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

8 契約保証金

沖縄県財務規則第101条の定めるところによる。

9 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。
- (4) 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10に基づいて落札者を決定する。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 入札金額は品目単価に予定数量を乗じて得た額の合計額とし、契約は品目ごとの単価契約とする。